

比較文学の視点から見る「日本」

——『日本書紀』と『日本書紀纂疏』を中心に——

二 藤 京

Watching “NIHON” from the Point of View of Comparative Literature
—Mainly by “NIHON SHOKI” and “NIHON SHOKI SANSO”—

Miyako NITO

はじめに

「日本」とはなにか、という問いかけは、近年、網野善彦氏によって提起され¹、大きな反響を起し、その成果が『上代文学』第92号に集約されている²。なお、神野志隆光氏は、『「日本」とは何か 国号の意味と歴史』（講談社現代新書 2005年）を発表し、「日本」という国号の意味と歴史の全体像を示している。以上の研究からうかがえたのは、「日本」という国家は、つねに多様性をもち、けっして、均一的なものではないことと、「日本」という国号の意味は、けっして、不変なものではなく、時代によって、変化し続けるものである。それらの成果を踏まえて、本稿は、比較文学の視点で「日本」の意味変化の一端について探してみたい。

「日本」は、大宝元年（701）大宝令によって定められ、翌大宝二年の遣唐使を通じて、国号として東アジアの国際社会で公認された³。「日本」誕生当初の東アジアの国際関係は、唐を中心とする帝國的秩序の中にあつたが、律令国家の成り立ちである新生国日本は、自らが東の小帝国を目指していた⁴。したがって、「日本」という国号はそうした帝国理念をになっている。

はじめて「日本」という国号をもって、自国の歴史を綴るのは『日本書紀』だということはいうまでもない。『日本書紀』は、「日本、此云_ニ耶麻騰_一。下皆效_レ此_一」⁵として、「日本」を「やまと」と訓む。また、神功皇后摂政前紀には、

新羅王遥望以為、非常之兵、將滅_ニ己国_一。讐焉失_レ志。乃今醒之曰、吾聞、東有_ニ神国_一。謂_ニ日本_一。亦有_ニ聖王_一。謂_ニ天皇_一。必其国之神兵也。豈可_ニ挙_レ兵以距_ニ乎_一、即素旆而自服。素組以面縛。封_ニ函籍_一、降於_ニ王船之前_一。因以、叩頭之曰、從_ニ今以後_一、長与_ニ乾坤_一、

伏為_二飼部_一。其不_レ乾_二船枹_一、而春秋獻_二馬梳及馬鞭_一。復不_レ煩_二海遠_一、以年每貢_二男女之調_一。則重誓之曰、非_二東日更出_一西、且除_四阿利那礼河返以之逆流、及_三河石昇為_二星辰_一、而殊闕_二春秋之朝_一、怠廢_二梳鞭之貢_一、天神地祇、共討焉。(神功皇后摂政前紀、仲哀九年十月)

とある。それは、『日本書紀』がつくった「古代史」であろう。そこから、「日本」には、西の朝鮮諸国に対する東の「貴国」という意味づけがなされていることが読み取れる⁶。それが古代の帝国理念の反映と言ってよい。

こうした「日本」を、『日本書紀』の注釈書である『日本書紀纂疏』(一条兼良、1455～7成立、以下『纂疏』と略称)⁷は、どう捉えるのであろうか。それは「初積日本」にうかがえる。すなわち、『日本書紀』という表題の「日本」に対し、「釈義」、「倭訓」、「別号」の三項を設け注したものである。以下、順を追って『纂疏』の「日本」を考察したい。

一 「釈 義」

「釈義」では、「日本」の字義を以下のように解釈する。

- i) 日本、吾国之大名、在_二東海中_一、近_二於日所_一出也、拠_二韻書_一説文曰、日実也、太陽之精、不_レ虧、以_レ圈_一象_レ形、通論天無_二二日_一、故圈_一為_レ日、又本字、説文、木下曰_レ本、以_レ木、一在_二其下_一、一記_二其処_一也、与_レ末同義、太陽出_二於扶桑_一、則此地自為_二日下_一、故名曰_二日本_一、東字以日木、義同也、(後略)
- ii) 一義曰、本猶_レ始也、陰陽二神、始生_二日神_一、故以_二日本_一為_レ名、又、日以_二出入_一為_二始終_一、此日出之國也、隋書伝曰、大業三年(中略)、其國書曰、日出処天子、致日没処天子(中略)、蛮夷既自謂_二日出処天子_一、不_レ可_レ言_二大唐之所_一名、故知_二日本則日出之義_一也、
- iii) 一義曰、日者、衆陽之宗、人君之表也、故天無_二二日_一、地無_二二王_一、孟子曰、天之生_レ物也、使_レ之一本、其人物之生、皆不_二二本_一、乃自然之理、吾国無_二二王_一、而為_レ王者、皆日神之玉裔、此不_二二本_一之謂也(十一頁)

以上のように、i)「近_二於日所_一出」、ii)「始生_二日神_一」、iii)「日神之玉裔」の三義が矛盾なく並列されている。i) から見ていこう。

『纂疏』は、「日本」を国の総称として、その位置を「近_二於日所_一出」の「東海」とする。ついで、「日」と「本」を分離させることで、「日本」の義を捉えなおすのである。まず、「日」については、「拠_二韻書_一説文曰、日実也、太陽之精不_レ虧、以_レ圈_一象_レ形、通論、天無_二二日_一、故圈_一為_レ日」という。このように、「韻書」⁸に引かれる『説文』『通論』をもって「日」を単独に取り上げ、「天無二日」に関連付けることによって、「日」が唯一無二の存在であることを強調するのである。また、「本」に関しても、同じく「韻書」に引かれた『説文』をもって解釈する。その上で、「太陽出_二於扶桑_一、則此地自為_二日下_一、故名曰_二日本_一」といい、世界像に関する一般知識をも

って、「日本」を「日下」という位置から由来したものとする。さらに、「東字以_二日本_一、義同也」といい、「東」の字義から「日出の地」であることを補足する。

このように、i) からは、『纂疏』が「日本」の義を「日出の地」としていることが見て取れる。しかし、たとえば、「日下」については、『爾雅』積地⁹の「四荒」に対する郭璞注には、「觚竹在北、北戸在南、西王母在西、日下在東、皆四方昏荒之国、次四極者」とある。つまり、上述する世界像に関する表現は、東のはての文化未開地という意味になる。また、平安期の日本書紀講書¹⁰においては、中華的世界観によって、「日出の地」は「東夷」の極地を意味し、「日本」もその世界像に適合するものとされていた¹¹。「弘仁私記序」¹²には、「日本国、自_二大唐_一東去万余里、日出_二東方_一、昇_二于扶桑_一、故云_二日本_一」とある。「日本」は「日出の地」と認識されていたことになる。承平度講書には、博士の矢田部公望が、「唐朝以_レ在_二日出之方_一、号云_二日本国_一、東夷之極、因得_二此号_一歟」¹³としている。もっとも、そこで「日」、「本」、「東」、それぞれの字義または字形から、「日本」＝「日出の地」とする論証がなされていたわけではない。その意味では、『纂疏』は、講書以上に力を入れて、「日出の地」を強調しているように見える。とりわけ、「日」の字義に注目した点は留意されたい。「日出の地」を「東夷」の極地とするなら、「弘仁私記序」のように、「東」と「扶桑」といった「日出」の場所を示すことこそが重要であり、「日」の字義そのものに注目する必要はなかったはずだからである。これは、『淮南子』『山海経』などの中国の典籍にある「日出の地」に関する記事を見ても理解されよう¹⁴。そうだとすれば、同じく「日出の地」を説明するのに、殊更に「日」字から「実」「天無二日」の義を引き出すのは、なぜであろうか。この問題を念頭に置きながら、ii)、iii) へと進もう。

ii) の「本猶始也」とは、「韻書」にある「本、始也」によるものであろう。これを「陰陽二神、始生_二日神_一」に結び付け、「本」がもつ「始」の義を、「始生日神」と重ねあわせ、「日」を日神とみなすのである。その上で、「日以_二出入_一為_二始終_一」をもって、i) の「日出の地」の義をさらに強調する。こうして、「日出の地」は、日神との「直接」関係の中に置かれたのである。

この前提の下に、『纂疏』は、『隋書』「東夷伝」大業三年の国書を引き¹⁵、

既自謂_二日出処天子_一、不_レ可_レ言_二大唐之所_一名、故知_二日本則日出之義_一也、とする。ここで、「日出処」に注目していることは留意に値する。矢田部公望は、『延喜公望私記』において、この「日出処」を根拠に、「日本」自称説をとっていた。しかし、平安期の認識では、「日出処」は中国から見る「東夷」という意味であり、結局のところ、彼は、承平度講書において、自称説を放棄した。しかし、『纂疏』は、ふたたび、この自称説を取り上げた。断っておきたいのは、『纂疏』の自称説は講書における自称説とは本質的に異なるということである。なぜなら、講書の自称説が、結局は、他称説同様、位置の問題に止まるのに対して、『纂疏』の視点は日神との直接的関係にあるからだ。それでは、『纂疏』のいう日神はどのような存在であろう。それは、iii) の中に示されている。

iii) においては、儒教的君主観から、「日」と「本」の象徴性を探る。「日者、衆陽之宗、人君之

表也』は、『漢書』『孔光伝』にあり¹⁶、太陽を君主の表象とする君主観である。『纂疏』は、これを踏まえ、「故天無二日、地無二王」とし、i) にいう「天無二日」が「地無二王」を意味するものであることを明らかにする。また、「本」については、『孟子』を引用し、「本」が一つであることを「自然の道理」とする。その上で、「吾国無二王、而為王者、皆日神之玉裔、此不二本之謂也」といい、日本の君主が日神の末裔からのみなることは、「不二本」という「道理」にかなうものとするのである。「不二本」は、i) にいう「日、実也」、「天無二日」につながる。すなわち、「為王者、皆日神之玉裔」に「日本」の価値を求めたのである。「日」の字義に対するこだわりの本意はここにあると言わねばならない。

『纂疏』による「日本」の三義は以上のとおりだが、それでは、なぜこの三義が並列されうるのであろうか。まず、「日本」の価値を「為王者、皆日神之玉裔」に求めるところから考えよう。これは『日本書紀』にない自己認識である。『日本書紀』は、古代の帝的世界観のもとに、「西蕃」に従える天皇支配に根拠を与えるテキストであった。それゆえ、「日本」は「西蕃」の存在によって価値付けられていた。このような世界観は、律令国家の崩壊によって、現実世界の説明、ないし天皇の正統性に根拠を与えることができなくなる。つまり、新たな自己認識が求められるのであった。その中で導入されたのは、天竺・震旦・本朝が「同世界」¹⁷という、より普遍的な世界観である。それとともに、『日本書紀』神代に登場する日神が「大日如来」、「日本」が「大日の本国」と捉えなおされたのである¹⁸。三国的世界観、また、それにともなう三教一致思想のもとに、『纂疏』は、「天竺支那日本等、皆南洲区也（四二頁）」とし、世界像を再構築した¹⁹。

「日本」への定義においては、「為王者、皆日神之玉裔」を「日本」の一義とし、その理論保証を儒教的な君主観に求めた。三国的世界観で見れば、当然、東夷西蕃の枠組みにとらわれることはなくなる。そうすると、i) の義に対して、「東夷」と異なる捉え方をすることも可能になる。また、三教一致の観点で見れば、中国の經典にいう「日」は、日神と矛盾なく重なってくる。ii) において、「日」を日神に結びつけることによって、iii) の義は、「日神の本」という意味に転換され、それらが「為王者、皆日神之玉裔」という正統性認識の根拠足りうるものとなっていく。こうして、この三義が相補的な関係をたもつこととなる。

上述した「釈義」を通じて、「日本」は、中華的世界観による「東夷」の極地という地政的位置関係から、日神との直接的かつ「観念的」な位置関係へと転換され、「日本」＝「日神の本」という構図ができあがったのである。

二 「倭 訓」

『纂疏』は、「日本」を「やまと」と訓むという『日本書紀』の訓注について、次のように述べる。

a) 日本、此訓曰「耶麻止」、猶言「山跡」也、旧云上古之世、天地初判、水土未燥、故百

姓往_二 - 来於山_一、山多_二人跡_一、又云耶麻止猶_二山止_一也、古語謂_二居住_一為_レ止、又云百姓住_レ山為_レ戸、故名曰_二山戸_一、以上三義、大同小異也、

b) 旧説問曰、耶麻止、今為_二畿内一国之名_一、其為_レ有_二天下之号_一、何也、曰神武皇帝初都_二於大和国磐余之地_一、因以_二耶摩止_一為_二天下之号_一、又問、按_二此書_一、天祖初降、先到_二筑紫日向州_一、豈非_二王業之興_一乎、措_レ始_レ挙_レ終、於_レ本不_レ安、曰、周之先、后稷封_二於郃_一、公劉国_二於幽_一、然取_二文王昌居周_一、而以_レ周為_レ称、吾邦之興王、其殆庶幾乎、

c) 又問、支那天子、因_レ世改_二国号_一、此邦不_レ尔何也、曰、異邦帝者、乘_レ乱篡立、数易_二姓氏_一、故有_二天下之号_一非_レ一、独吾国神武皇胤相繼、而不_レ雜_二他氏_一、故耶摩止之号、亦百世不_レ易者也（十一～十二頁）

『日本書紀』は、「やまと」という倭訓に意味を与えてはいない。倭訓に意味が付与され始めるのは、平安期からである²⁰。『纂疏』は、そうした意味の付与を継承し、さらに、その一層の体系化につとめる。その過程を、以下、順を追って検討しよう。

a) において、『纂疏』は、「やまと」という訓を「猶言_二山跡_一也」とまとめ、その「三義」を挙げる。「旧云」から「山多_二人跡_一」までは、「山跡」の義であり、それは、『弘仁私記序』の「天地剖判、泥湿未_レ乾、是以_二栖山_一往来、因多_二蹤跡_一」による。「又云」から「居住為_レ止」までは、『弘仁私記序』にいう「古語謂_二居住_一為_レ止、言止_二-住於山_一也」の義を「山止」でまとめたものである。次の「又云」からは、『釈日本紀』開題「本朝号耶麻止事」に引く「延喜開題記」のいう「大倭国、草昧之始、未_レ有_二居舍_一、人民唯拠_レ山而居、仍曰_二山戸_一、是留_二於山_一之意也」とする説を「山戸」でまとめたものである。三者の共通点は、天地開闢後まもなく、人々が山に依って居住していたことである。『纂疏』は、それを「大同小異」といい、「山止」と「山戸」を「山跡」に統合するかたちで、「やまと」を自らの世界の起源を表わす語とする先行説を継承したのである。

b) においては、二つの問答を設けている。一つは、畿内一国の名「やまと」が、なぜ国の総称となったか、についてである。これは、『釈日本紀』開題「本朝号耶麻止事」に引く「延喜開題記」にも見られる。神武天皇初の建都地が大和国であるゆえに、それを支配領域全体の名称にした、とするのである。ただし、『釈日本紀』は、周の成王の故事をもって、王業を定めた地を国号とすることの正統性を論じるのだが、『纂疏』は、その「成王」説を採用しない。これについては後述する。

いま一つは、天祖の初めて降臨した場所が筑紫日向であるならば、そこが王業の興る場所となるはずである。にもかかわらず、なぜ、その地名を国号としないのか、という問いである。『纂疏』は、これに対し、周の先祖、后稷と公劉それぞれの拠点である郃、幽ではなく、文王昌が居する周をもって国号とした故事を引いて答えた。つまり、国の称号は、その先祖の拠点によるものではなく、王朝の創始者の拠点によるものだということを周王朝の先例を根拠に説くのである。これも『釈日本紀』引「延喜開題記」に見られる。しかし、そこでの論は、文王ではなく、武王が周に居し、王業が定めたことを以って、周を国号とした、となっている。

『史記』『周本記』中には、周を国号とした当事者が明言されていない。文王、武王、成王の三者は、いずれも周の地に居していたが、実際に殷王朝を周王朝に易えたのは武王であり、成王は周王朝の安定化に貢献した人物であった。したがって、『積日本紀』引「延喜開題記」がこの両者をともに挙げるのにはそれなりの理由があった。これに対し、『纂疏』が文王のみに絞るのは、なぜであろうか。その理由を、『史記』『周本記』²¹から探ろう。

まず、「周本記」の中の成王は、武王に継ぐものであり、王朝の創始者として認められていない。したがって、『纂疏』は、神武初王朝の先例として相応しくないとしたのであろう。問題は、『纂疏』が周王朝の創始者を武王ではなく、文王とした点にある。

武王については、「周本紀」に「師脩文王緒業」とある。つまり、武王は文王の後継者とされている。それより問題なのは、武王が武力によって殷王朝を倒した人物だ、というところにある。これはまさに「乗_レ乱篡立、数易_二姓氏_一」の実例ではないか。したがって、『纂疏』は、神武の先例として武王を挙げることを憚ったのであろう。それに比して文王はどうであろうか。

「周本紀」は、文王について、こう述べる。

公季卒、子昌立、是為_二西伯_一。西伯曰_二文王_一、遵_二守后稷、公劉之業_一、則_二古公、公季之法_一、篤仁、敬老、慈少。礼_二下賢者_一、日中不_レ暇_二食以待_二士、士以_レ此多歸_レ之。伯夷・叔齊在_二孤竹_一、聞_二西伯善養老_一、盍往歸_レ之。太顛・閎夭・散宜生・鬻子・辛甲大夫之徒皆往歸_レ之。

ここに見られる地名「孤竹」については、『集解』に「在_二遼西令支_一」とある。つまり、周の根拠地から遠く離れたところの伯夷・叔齊も文王に歸した。また、「鬻子・辛甲大夫」については、『集解』に、「鬻子名熊、封_二於楚_一。辛甲、故殷之臣、事_レ紂。蓋七十五諫而不_レ聽、去至_レ周、召公與語、賢_レ之、告_二文王_一、文王親自迎_レ之、以為_二公卿封_二長子_一」とある。これは、鬻子・辛甲大夫への対応に関する殷王紂との比較である。紂が彼らの諫めに耳を傾けていなかったに対して、文王は、彼らの評価を聞いて、自ら迎え、官位や土地を与えたのである。これが、文王の「篤仁・敬老・礼_二下賢者_一」の具体例であろう。また、

西伯陰行_レ善、諸侯皆來決_レ平。於是虞、芮之人、有_レ獄不_レ能_レ決、乃如_レ周。(周人の謙讓な様子について略す)。虞芮之人未_レ見_二西伯_一、皆慚、(中略)、遂還、俱讓而去。諸侯聞_レ之、曰「西伯蓋受命之君」。

とある。「虞芮」については、『集解』に、「毛萇云『虞芮之君相與爭_レ田、久而不_レ平、乃相謂曰：「西伯仁人、盍往質焉。」乃相與朝_レ周。入_二其境_一、則耕者讓_レ路。入_二其邑_一、男女異_レ路、班白不_二提挈_一。入_二其朝_一、士讓為_二大夫_一、大夫讓為_レ卿。二国君相謂曰：「我等小人、不_レ可_レ履_二君子之庭_一。」乃相讓_二所_レ爭地_一以為_二間原_一』。至_レ今尚在」とある。これは、文王の善行を虞と芮の君を通じて確認するものである。つまり、文王は、善を行うことで、領域内の秩序が整然とし、周辺地域に争議が起こった場合でも、文王の裁決が求められ、その名声も広がって行く。ついに、「虞芮之訟」を機に、諸侯によって「受命之君」とされる。その「受命」については、「詩人道_二西

伯_二、蓋受命之年称_レ王而断_二虞芮之訟_一」とあり、それについて、『史記正義』には、「二国相讓後、諸侯帰_二西伯_一者四十余国、咸尊_二西伯_一為_レ王。蓋此年受命之年称_レ王也」とある。これが決定的な根拠となろう。つまり、文王は、天命を受けたことで、王朝を立てる正統性を有したことになる。それが、神武「王朝」の正統性に重なるのではないか。

『纂疏』にとって、神武「王朝」の正統性は、武力によって王権を勝ち取るのではなく、「日神之玉裔」として君臨するところにある。それは、天下った先祖の遺風を継承することでもあろう。そうすると、『史記』に書かれる「遵_二守后稷・公劉之業_一、則_二古公・公季之法_一」の文王像がもっとも説得力をもつことになる。したがって、『纂疏』は、神武の建都地を王朝名とするこの先例として、他ならぬ文王が周に居たことを以って、それと特定したのであろう。c)の問答を検討することで、以上の論点はより明確になる。

c)の問答は、講書において行われることはなかった。また、文中の「支那」は、「震旦」と同じく、仏典の中に見る中国に対する呼び名²²である。中世において、日本は、自らの世界を天竺・支那(震旦)と「同世界」とする中で、はじめて中国をそのように呼ぶようになった。さて、問答の内容は以下のとおりである。中国王朝名が各王朝によって変わるのに対し、自らの世界では「やまと」という称号が変更なく使われている。それは、中国においては、皇帝たらんとする者が、動乱の機に乗じて、前王朝を倒し、勝手に自らの王朝を立てるのに対し、自らの世界の天皇は、「日神之玉裔」である神武天皇の血筋のみを引いているからだというのである。つまり、b)の問答において、周「受命之君」文王の例を以って、神武王朝の正統性を示唆したうえで、c)においては、ついに、その「日神之玉裔」の「不変の優越性」の論証へと歩を進めるのである。

以上のように、『纂疏』は、「倭訓」において、「やまと」を天地開闢後、人々が山に依って居住したとする説と、神武以来の王朝名とする説を継承しつつ、「日神之玉裔」の王朝の正統性と不変性を以って、以前の説を体系化したのである。

三 「別 号」

『纂疏』は、「日本」の「別号」を次のように列挙する。

凡吾国之名、通倭漢、有一十三、

- ① 其一云_二倭国_一、旧説吾邦之人、初入_レ漢、漢之人問謂、汝国之名如何、吾答曰、吾国耶、漢人即取_二吾字之初訓_一、命_レ之曰_レ倭、故東漢書伝曰、倭在_二韓東南大海中、依山島_一為_レ居、凡百余国、又唐書列伝曰、倭国者、古倭怒国也、按_二韻書_一、倭烏禾切、女王国名、又於烏切、説文云、順兒、広韻、慎兒、増韻謹兒、今以_二兩韻_一通用、則倭順兒、蓋取_二人心之柔順、語言之諧声_一也。
- ② 二云倭面国、此方男女、皆點面文身、故加_二面字_一呼之、東漢書曰、安帝永初元年、倭面上国王師昇等、献_二生口百六十人_一、

- ③ 三云倭人国、魏志伝曰、倭人国在帶方東南大海之中、
- ④ 四云耶馬臺国、東漢書注、
一作耶馬堆、耶馬臺字、無意義、借用耶摩止之音耳、後漢書伝曰、大倭王居邪馬臺国、
- ⑤ 五云姬氏国、出寶誌和尚識文、晋書伝曰、男女無大小、悉點面文身、自謂大伯之後、蓋姬氏周姓、周大王之長子、吳太伯讓国逃荆蛮、断髮文身、以避龍蛇之害、而吳瀕東海、本朝俗皆點面椎髻、故称大伯之後、則名国曰姬氏、然吾国君臣、皆為天神之苗裔、豈太伯之後哉、此蓋附会而言之矣、但考韻書、姬婦人之美称、而天照太神始祖之陰靈、神功皇后中興之女主、故国俗或假借用之、依字不依義也、
- ⑥ 六云扶桑国、東海中有扶桑、兩幹同根、日所出处、故借用、
- ⑦ 七云君子国、三善清行曰、范史称吾国、曰君子国、范史則范曄
撰東漢書者、以上七名、倭漢通称、
- ⑧ 八云豐葦原千五百秋之瑞穗国、此神代之本名、其義具下、
- ⑨ 九云豐秋津洲、神武帝始命之蜻蛉名曰秋津、此洲似此虫形、
- ⑩ 十云浦安国、蓋取四海安寧之義也、
- ⑪ 十一云細戈千足国、謂軍器傳足也、
- ⑫ 十二云磯輪上秀真国、謂吾国秀出諸州也、
- ⑬ 十三云玉垣内国、謂神国之義也、以上六名、倭国独称、其秋津等各出神武紀（一二～一三頁）

右のように、『纂疏』は、十三もの「別号」を挙げ、それを「倭漢通称」の「別号」七つと「倭国独称」の「別号」六つに大別する。

『日本書紀』には、「別号」という規定が認められない。国の総称として「倭」も挙げられ、これは「日本」と同じく「やまと」と訓むが、「別号」とは性質が違う。

『纂疏』の「別号」は、講書このかた『神皇正統記』にいたるまで、自らの世界に対する「日本」という呼称以外のものを取り集め整理したものである²³。それでは、『纂疏』が、新たに「別号」として立てたものの背後には、いったい、どのような意図が隠されているのであろうか。

これを探るために、それらの「別号」を整理して行こう。まず、「倭漢通称」の「別号」から検討する。

④「耶馬臺国」は、中国の史書による「やまと」という音の当て字であり、意味をになうものではない。それ以外の「別号」は、東という位置に意味があるとするもの（以下、位置による「別号」と称する）と字義から特定の意味を引き出すもの（以下、字義による「別号」と称する）の二つの領域に仕分けられることが見てとれる。位置による「別号」に属するものは、①「倭国」、③「倭人国」、⑥「扶桑国」であり、字義による「別号」に属するものは、①「倭国」、②「倭面国」、⑤「姬氏国」、⑦「君子国」である。したがって、「倭国」は二領域にまたがることになる。

まず、位置による「別号」を考えてみよう。①「倭国」については、『後漢書』の「在韓東南大海中」を、③「倭人国」については、『魏志』「倭人伝」の「在帶方東南大海中」を引用する。『日本書紀』においては、中国側文献による位置設定が引用されることはない。「倭」は、中国や朝鮮諸国との世界関係をもたないからである。これに対し、『纂疏』が中国の典籍を引用するのは、朝鮮東南の大海という位置を強調しようとするからであった。ただし、その主眼は、朝鮮との位置関係を示すことなく、「日出の地」という位置の確認にある²⁴。つまり、「釈義」における「在東海中、近於日所出也」という位置設定に一致するのである。また、⑥「扶桑国」において、「東海中有扶桑云々」という。これも、「釈義」にいう「太陽出於扶桑、則此地自為日下、故名曰日本」に通じる。つまり、①「倭国」、③「倭人国」、⑥「扶桑国」がともに、「釈義」における日神との「直接」関係を説く補足材料とされているのである。

次に、字義による「別号」を考えてみよう。①「倭国」において、『纂疏』は、初入漢の者が漢人に国の名を聞かれ、「吾国耶」と答えたところ、「わ」に「倭」字を当てられたことを以って「倭」字の由来とする「旧説」²⁵をとりつつ、「按韻書、倭烏禾切、女王国名」という。さらに、『説文』『広韻』『増韻』にいう「順貌・慎貌・謹貌」を取り上げた。その上で、強引に「人心之柔順、語言之諧声」という意味を「倭国」に与えたのである。

②「倭面国」においては、「倭国」の特徴として、「點面文身」を挙げている。つまり、『纂疏』は、倭国に「點面文身」という風俗があるため、中国側から「倭」に「面」を付け加えて「倭面」と呼ばれたとするのである。その根拠を『後漢書』にもとめたが、『後漢書』には『纂疏』が引用する「倭面上国」という国名がない。これについて、西嶋定生氏は、『纂疏』の引用が、『後漢書』からのものではなく、初唐に成立した『翰苑』もしくはその系統の手抄本からの抄出であると指摘している²⁶。これに従いたい。同氏によれば、「倭面上国」、(『通典』には、「倭面土国」)は、七、八世紀「倭国」という国名の表記法が動揺したことによって登場したものであり、『纂疏』はそれを「倭面上国」と捉えたのである。

「點面文身」は、倭国の風俗として語られていた。『漢書』地理志倭人記事の如淳注に「如墨委面」とある。西嶋氏の解説に従い、「墨を以って顔に積み上げるが如し」と理解したい。また、『魏志』「倭人伝」に「男子無大小、皆鯨面文身。(中略)諸国文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差」、『後漢書』「安帝紀」永初元年冬十月倭国遣使奉獻の条の李賢注に「男子鯨面文身、以其文左右大小、別尊卑之差」、『翰苑』残卷所引『魏略』「其俗男子皆點而文、(中略)今倭人亦文身、以厭水害也」とある。

要約すれば、倭国には、本来「點面文身」の風習があり、一方、七、八世紀頃になって、新たに「倭面上国」が『翰苑』に登場する。『纂疏』は、それを踏まえた上で、「倭面国」を「別号」に取り上げたのである。「點面文身」はまた⑤「姫氏国」に議論される「太伯之後」にもかかわる。問題の要と思われるので、以下それを見て行こう。

⑤「姫氏国」においては、『釈日本紀』が「寶志和尚識」²⁷にいう「東海姫氏国」を「天照大神始

祖之陰神也、神功皇后又女主也」としたことをより明解に論ずるのである。『纂疏』は、『晋書』を引き、さらに「蓋姫氏周姓、周大王之長子、呉太伯讓国逃荆蛮、断髮文身、以避龍蛇之害、而呉瀬東海、本朝俗皆點面椎髻、故称大伯之後、則名国曰姫氏」を取り上げた。その論を整理してみよう。

まず、「姫氏周姓」に関して述べれば、『古今韻会挙要』では「姫」の項目に「又周姓」とある。また、「呉太伯讓国逃荆蛮、断髮文身云々」に関しては、『史記』「呉太伯世家」²⁸に見られるが、本来、それは、弟の季歴を避けるためであって、『纂疏』のいう「避龍蛇之害」ではない。また、「鯨面文身」をもち、「大（太）伯之後」と自称することについては、『翰苑』および『太平御覧』所引『魏略』と『晋書』²⁹にある。『翰苑』引『魏略』と『晋書』には、さらに、夏后小康の子の「断髮文身、避龍蛇之害」が付け加えられている。これは『魏志』「倭人伝」と共通の内容である。『纂疏』は、呉太伯の断髮文身と夏后小康の子の断髮文身という二つの事柄を同一視して語る。つまり、「大伯之後」説は、当然ながら、『纂疏』の主張する「日本の君臣は日神の後裔である」とする説と矛盾するため、改めてこれを否定する必要があったのだ。つまり、『纂疏』は、「姫氏国」とは、女国だが、言われてきた周姓の大伯之後などではなく、女神である日神を本とする国だ、と主張したかったのである。

次に、⑦「君子国」を見よう。これは『釈日本紀』には見られないものである。それについて、『続日本紀』³⁰慶雲元年七月甲申朔条には、唐より帰国した栗田朝臣真人の報告に「唐人謂我使曰、亟聞、海東有大倭国。謂之君子国」とある。つまり、「君子国」は他者が日本に対する褒め言葉であった。『纂疏』は、「君子国」を三善清行の言葉の中に求める。「三善清行曰云々」とは、三善清行『意見十二箇条』³¹に、「故范史謂之君子之国」とあるのを指すのであろう。『後漢書』「東夷伝」に、「（前略）故天性柔順、易以道御、至有君子・不死之国焉」とある。つまり、「天性柔順」の性質があつての「君子国」なのである。『纂疏』は、そのような他者が自らの世界に対する褒め言葉を「別号」に取り上げた。

『纂疏』は、以上のように、中国典籍を主たる根拠として「倭漢通称」の「別号」を立てたと考えられる。その中で、位置による「別号」においては、「釈義」i)の論を再確認し、字義による「別号」においては、自らの世界を称賛する言葉を取り入れながら、「日神の後裔」を再提起した。

次に、「倭国独称」の「別号」を見よう。⑧「豊葦原千五百秋瑞穂之国」は『日本書紀』神代にあり、『纂疏』は、それを「神代之本名」とする。「其義具下」とは、『日本書紀』第四段第一の「一書」にいう「天神謂伊奘諾尊・伊奘冉尊曰、有豊葦原千五百秋瑞穂之地。（後略）」中の「豊葦原千五百秋瑞穂之地」に対する注に、

豊葦原、謂娑婆世界、水穂国、謂南閻浮提也（四四頁）

とあるのを指す。つまり、「神代之本名」の義には、仏典にいう「娑婆世界」と「南閻浮提」が含まれるというのである。その背景にあるものこそが、天竺・支那・日本を「同世界」とする世界観なのである。

⑨～⑬は、『神武紀』三十一年四月条の

皇輿巡幸。因登_二腋上_一 間丘_二、而廻_二望国状_一曰、妍哉乎国之獲矣。雖_二内木綿之真迕国_一、
猶如_二蜻蛉之臂帖_一焉。由是、始有_二秋津洲之号_一也。昔伊奘諾尊目_二此国_一曰、日本者浦安
国、細戈千足国、磯輪上秀真国。復大己貴大神目之曰、玉墻内国。

に見られる。まず、秋津洲に関して言えば、『日本書紀』「神代」に「大日本豊秋津洲」とある。
「大日本豊秋津洲」はもっとも重要な洲ではあるものの、大八洲国全体を表わすものではない。

「浦安国」以下について言えば、「浦安国、細戈千足国、磯輪上秀真国」は、何々のような国、
という大和国の褒め言葉であろう。同じく、「玉墻内国」も、玉のような墻の内にある国、という
ことである。『纂疏』は、そのような大和国の褒め言葉である浦安国、細戈千足国、磯輪上秀真国
と玉墻内国を「別号」とし、新たな意味を与えたのである。「浦安国」に「四海安寧之義」を与え、
「磯輪上秀真国」を「謂吾国秀出諸州也」とし、自らの世界を賛美する。また、「玉垣内国」を「謂
神国之義也」といい、自らの世界を「神国」と決め付ける。要するに、「倭国独称」の「別号」に
おいて、自らの世界を褒め称えたと同時に、それを三国世界の中での「神国」としたのである。

結 語

以上が、『纂疏』の捉える『日本書紀』の「日本」である。そこでは、漢字で表現される「日本」
とその倭訓「やまと」の双方にそれぞれ別の意味が与えられている。「日本」に対しては、「日出の
地」の義を捉え直し、『日本書紀』に示された朝鮮諸国に対する「東の貴国」から、「日神の本」へ
の価値変換をなした。一方、「やまと」には、自らの世界の起源をあらわす語としての意味を与え、
同時に神武以来の王朝名と捉えなおした。つまり、君主の源流を神代の日神に求め、それを「日本」
で表わし、王朝名の始点を初の人皇である神武に求め、それを「やまと」で表したことになる。
「別号」は、「釈義」の正当性を裏打ちする役目をになうものとしてあるが、自らの世界を三国世界
の中の「神国」としたことは見逃してはならない。こうした視点があったことで、「日神の本」へ
の変換は実現したからである。このように、「日本」の意味は、時代の流れに応じて変化し続けた
のである。

(にとう みやこ・本学非常勤講師)

注

- 1 網野善彦『日本論の視座』(小学館 1990年)、『「日本」とは何か』(講談社 2000年)。
- 2 『上代文学』第92号(上代文学会 2004年4月)には、神野志隆光「『やまと』と『日本』」、前田雅之「中古・中世における「日本意識」の表象」、大津透「『日本』の成立と律令国家」が収録され、文学と史学の視点で、「日本」をめぐる論議が紹介されている。
- 3 それについては、『令集解』公式令、『続日本紀』慶雲元年(704)7月朔条、および『史記正義』「五帝本紀」と「夏本紀」に確認できる。
- 4 参照、『石母田正著作集』4「古代国家論」(岩波書店 1989年)、石上英一『講座前近代の天皇』5「世界史の中の天皇」(青木書店 1995年)。

- 5 「神代上」にある「大日本豊秋津洲」の訓注。『日本書紀』の引用は、岩波文庫本による。
- 6 これについては、①神野志隆光「『やまと』と『日本』」(『上代文学』第92号(上代文学会 2004年4月)、および②同氏「『日本』とは何か 国号の意味と歴史」(講談社現代新書 2005年)第二章 1「『日本書紀』における『日本』」に詳しく論じられている。
- 7 『纂疏』の引用は、宣賢筆写本の天理図書館善本叢書『日本書紀纂疏 日本書紀抄』により、訓点をつけ、末尾に同書の見数を示す。必要に応じて記号をつける。
- 8 『纂疏』は、「韻書」について、具体的な書名を出していないが、「韻書」に引かれた書物の排列順をみると、この箇所では、『説文』『通論』となり、『古今韻会举要』(元熊忠挙要、1279年成立)の「日」項と一致する。また、後述する「別号」の「倭」に対する字義解釈において、「按韻書」として羅列した「説文、広韻、増韻」の順は同じく『古今韻会举要』の「倭」項と一致する。逆に言えば、このような書物の排列順、ないし排列された書物そのものは、『古今韻会举要』以前の韻書に見られない。したがって、「韻書」とは、『古今韻会举要』だと断定できる。なお、『纂疏』は、特に「韻書」と挙げずに字義解釈をすることもあるが、その内容から『古今韻会举要』によるものと推測される。例えば、「日」について、iii)にいう「日者、衆陽之宗、人君之表也」は、『後漢書』李尋伝にあるが、『古今韻会举要』の「日」項においては、さきの『説文』『通論』に続いて列挙されている。また、「本」については、『古今韻会举要』に、「説文、本木下日本、从一在其下、一記其処也、與末同義、広韻、始也、旧也」とある。前半に引かれた『説文』の内容はi)と一致し、後半の「広韻、始也」はii)にいう「本猶始也」の依拠となる。したがって、『纂疏』が字義解釈に用いる辞書は、当時最新の辞書『古今韻会举要』だと考えられる。
- 9 四部叢刊本による。
- 10 平安時代には、朝廷主催の日本書紀講書は、六回にわたって行われていた。①弘仁度講書(812-813、日本後紀)、②承和度講書(843-844、続日本後紀)、③元慶度講書(878-881、三代実録)、④延喜度講書(904-906、日本紀略)、⑤承平度講書(936-943、日本紀略)、⑥康保度講書(965-?、日本紀略)。
- 11 「東夷」の極地という世界観については、参照、注(6)②第三章3「古代中国の世界像と『日本』」。なお、中国における「東海」という位置づけについては、参照、同第七章3「『東南の大海中』から『東海中』へ」。
- 12 引用は、新訂増補国史大系第8巻による。
- 13 『日本書紀私記(丁本)』(新訂増補国史大系第8巻)による。「日本」に対する講書の認識については、参照、神野志隆光「『日本』をめぐる」(『万葉』万葉学会 179 2002年2月)、注(6)②第四章「『日本書紀』講書のなかの『日本』」。
- 14 参照、注(6)②第三章3「古代中国世界像と日本」。
- 15 『纂疏』所引『隋書』大業三年条にある煬帝の言葉の全文は、『釈日本紀』引「延喜公望私記」にある。
(前略)大業三年其王多利狐遣使朝貢。使者曰。聞海西菩薩天子重興佛法。故遣朝拜。兼沙門數十人來學佛法。其國書曰。日出處天子致書日沒處天子。無恙云々。帝覽之不悅。謂鴻臚卿曰。蠻夷(書有無礼者、勿復以聞。云々。就之案之。)既自謂日出處天子、不可言大唐之所名歟。云々。
煬帝の言葉は「就之案之」までである。『纂疏』の引用は、()の部分の抜けている。
- 16 中華書局標点本『漢書』(1992年版)による。
- 17 この言葉は『神皇正統記』に見られる。日本は、天竺・震旦と同じく、仏典にいう瞻部洲に属する、ということの意味する。
- 18 参照、金澤英之『宣長と『三大考』』(笠間書院、2005年)第二部第一章、初出、「中世におけるアマテラス——世界観の組みかえと神話の変容——」(『国語国文』67-5 1998年5月)、および注(6)②前掲書第六章の3「大日如來の本國「大日／本國」」。
- 19 参照、拙論「『日本書紀纂疏』の〈日本書紀〉——「八洲起原」「万物造化」における世界像の再構築——」(『国語と国文学』78-6 2001年6月)。
- 20 参照、注(6)①前掲論文、および②前掲書第五章「『日本』と『やまと』」。
- 21 中華書局標点本『史記』による。訓点を加える。
- 22 たとえば、『續一切經音義』卷二「花嚴經」に、「支那國、或云真那或云震旦亦云摩訶支那、皆梵語輕

- 重也、舊為漢國、或云即大唐國也」とある（『大正新脩大藏經』54—939中）。
- 23 それについては、参照、注（6）②前掲書第七章1「さまざまな呼称」。
- 24 参照、注（6）②前掲書第七章3「『東南の大海中』から『東海中』へ」。
- 25 平安講書の説を指す。『釈日本紀』「開題」の「倭国」と「倭怒国」項に見られる。（新訂増補国史大系第8巻8頁、10頁）。『纂疏』は、「倭怒国」を「倭国」に合併した。
- 26 西嶋定生『倭国の出現』（東京大学出版会、1999年）。ただし、その経緯について、西嶋が、応仁元年（1467）の戦火によって、一条兼良の蔵書が焼失もしくは散逸し、その手元に『後漢書』がない、としたが、『纂疏』の成立は、それ以前の康正年間（1455～7）のことであるゆえ、その説はあたらない。
- 27 新訂増補国史大系第8巻11頁。なお、「寶志和尚識」参照、小峯和明『野馬台詩の言語宇宙——未来記とその注釈——』（『思想』829 1995年）。
- 28 中華書局標点本による。
- 29 『晋書』および『魏志倭人伝』は、石原道博編訳『新訂魏志倭人伝』（岩波文庫、1994年版）による。
- 30 新訂増補国史大系による。
- 31 『群書類従』第27輯「雑」（続群書類従完成会）による。